

## 離島航路の維持・存続への支援及び船舶建造費への支援を求める意見書

離島航路は、離島の住民にとって本土を結ぶ交通機関であると同時に生活物資物流の生命線であり、離島航路を運航する会社は公共輸送機関の役割も担っている。

中国武漢市に端を発した新型コロナウイルス感染症は世界各地で拡大し、経済活動に大打撃を与える結果となった。

この時点においても収束の目途は立たず、ワクチンの開発を待つしかない状況下であり、長期戦の様相を呈している。

当市においても例外ではなく、本年4月16日には全国に緊急事態宣言が発令され、一気に行動が制約されることになった。

離島であるために医療体制が脆弱なことから、新型コロナウイルスを入れないため佐渡汽船にサーモグラフィーを導入するなど、先駆けて対策を行ってきたが、佐渡汽船の利用者が激減するなど経営面で大きな打撃を受けている。

また、佐渡汽船株式会社では船舶の更新も喫緊の課題の1つとなっているが、現在の佐渡汽船の体力では更新にかかる費用を捻出することが困難である。鉄道建設・運輸施設整備支援機構による船舶共有制度が活用できるものの、当機構が負担する分は償還しなければならない。また、自治体が負担する割合も規定されているが、財政力が脆弱な離島自治体が負担することは困難である。

離島航路が離島住民にとって公共交通の役割を担っていることに鑑み、国県が陸路の道路整備と同等以上に整備しなければならない。今般の新型コロナウイルス対策による第2次補正予算が6月12日に成立したところであるが、公共交通の役割を担っている航路に対しての助成が十分に盛り込まれていないことは誠に遺憾である。

よって、佐渡市議会は、下記項目について強く求める。

### 記

- 1 離島振興法の趣旨に基づく安定した離島航路の維持、存続のため、運航会社への支援策を講じること。
- 2 船舶建造費は離島の自治体に求めず、国や都道府県が十分な支援を行うこと。
- 3 新型コロナウイルスの感染拡大により経営に影響を受けた運航会社に対して、離島住民の交通確保の観点から本年2月から収束までの期間の損失を補てんすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月30日

新潟県佐渡市議会議長 佐藤 孝